

節税レポート



平成 21年 1月号

発行日 2009.1.1

今月のテーマ 青色申告の特典

個人事業主編

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

もうすぐ、確定申告の時期を迎えます。本年の申告期間は2月16日から3月16日までです。個人事業者の方の多くは、青色申告書を提出されていることと思います。白色の申告書で申告されている方は、是非青色の申告書で申告できるよう、[青色申告承認申請書]を提出することをお勧めします。

今月は個人事業主の青色申告の特典について、お話ししましょう。

I 青色申告特別控除

所得を計算する場合に、青色申告特別控除を引くことができます。

この額は正規の簿記により記帳している場合は、65万円です。それ以外ですと10万円の所得控除となります。

65万円は大きいですね。

* 白色申告の場合--適用無し

発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	info@okazaki-tax.com
URL	http://www.okazaki-tax.com

II 純損失の繰越控除

事業所得、不動産所得の損失を3年間繰越ができます。

損失が生じた年に、青色申告書で申告し、その後連続して確定申告書(青色申告書でなくとも可)を提出していることが要件です。

例えば

	所得 (万円)			所得税額
今年	-1,000			0
来年	+300	- 300	= 0	0
再来年	+400	- 400	= 0	0
3年目	+300	- 300	= 0	0

今年の赤字は3年以内の黒字と相殺できます。
赤字も一種の財産となります。

- * 白色申告の場合--変動所得、被災事業用資産の損失に限り、繰越控除ができる。

III 専従者控除

生計を一にする親族に支給した給料も、原則として全額必要になります。

ただし、配偶者控除と扶養者控除は受けられなくなりますので、注意が必要です。

「青色専従者給与に関する届出書」を3月15日までに、税務署に提出する必要があります。

- * 白色申告の場合--配偶者である専従者は最高 86万円。その他の専従者は50万円までの控除となります。

IV 減価償却費

特定設備等の特別償却、中小企業者の機械等の特別償却を受けることができます。

- * 白色申告の場合--適用ありません。

V 引当金

貸倒引当金、退職給与引当金等の引当金を必要経費に算入できます。

- * 白色申告の場合--適用ありません。

VI 純損失の繰戻還付

損失が生じた場合、前年の所得にかかる税金から還付を受けることができます。

- * 白色申告の場合--適用ありません。

VII 現金主義

前々年分の不動産所得と事業所得の合計額が、300万円以下の人は、現金主義による所得計算ができます。入金したときに、収入を計上すればよいのです。

ただし、赤字の所得は除きます。

不動産所得	500万円	
事業所得	－ 300万円	
合計	200万円	となりますが、現金主義の対象にはなりません。

VIII その他の特典

1. 推計課税の禁止
2. 更正理由の付記
3. 異議申し立て、審査請求を選択可
4. 低価法の選択可等があります。